

人吉市予約型乗合タクシー免許返納者割引について（お知らせ）

人吉市予約型乗合タクシー（以下「乗合タクシー」）につきましては、65歳以上で「運転経歴証明書」の交付等を受けた方に対して、以下のとおり運賃の半額割引を適用しております。

割引対象者（以下の全てに該当する方）

- 乗合タクシー利用者（市民、市民以外は問いません。）
- 年齢が65歳以上
- 警察署等で発行する運転経歴証明書の交付、又はマイナンバーカードに運転経歴情報の記録を受けた方

■産交バス㈱が発行する「免許返納者割引乗車証」の提示では割引できません。
※産交バス㈱が運行するバス利用に限られます

割引対象路線

乗合タクシーの以下の全6路線

- 西間經由田野線
- 東間經由田野線
- 下田代線
- 鹿目線
- 山江温泉線
- 矢岳線

割引の適用について

乗合タクシー降車の際に以下のいずれかをご提示ください。

- ・「運転経歴証明書」
- ・「運転経歴情報の記録を証明できるもの（マイナ経歴証明書のスマートフォン画面の提示又は写し等）」

（予約の際にご連絡いただくとスムーズに対応できます。）

「運転経歴証明書」の詳細

運転免許証の有効期間中に運転免許の自主返納した方及び免許証の更新を受けずに運転免許が失効した方は、その後、5年以内に限り運転経歴証明書の交付を受けることができます。有効期限がなく、住所・生年月日・顔写真等が記載されているため身分証明証として使用できます。

また、2025年3月24日から、希望される方はマイナンバーカードと運転経歴証明書が一体化できるようになりました。これにより、マイナンバーカードに運転経歴情報を記録し、活用することが可能となっています。



《 見 本 》

「運転経歴証明書」の発行等について

運転経歴証明書の発行やマイナンバーカードへの運転経歴情報の記録の手続きは、最寄りの警察署又は運転免許センターで可能です。手続きの詳細は、下記熊本県警察ホームページをご確認ください。

- 熊本県警察ホームページ 運転免許証の自主返納の手続案内
<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/8706.html>

その他

■路線バスの割引について

熊本県内のほとんどの路線バスで、免許証を自主返納した方（65歳以上）は運賃半額の割引を受けることができます。割引を受けるにはバス事業者から「免許返納者割引乗車証（有効期限2年）」の交付を受ける必要がありますので、詳しくは県内のバス事業者へお問い合わせください。

- 産交バス(株)ホームページ 免許返納者割引乗車証

(※この割引乗車証では、乗合タクシーの割引はできません。)

http://www.kyusanko.co.jp/sankobus/pass/handing_back/

問い合わせ先

- 人吉市 復興政策部 交通政策課 ☎0966-22-2111
(内線3111、3112)
- 乗合タクシー前日予約センター ☎0966-24-6767
- 乗合タクシー当日予約センター ☎0966-22-5161
- 運転経歴証明書について（人吉警察署）☎0966-24-4110